

2018年9月議会 予算審査特別委員会

〈歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部〉

2018・9・28 今井光子議員の質問

*議会の音声資料から作成したもので公式の会議録ではありません
日本共産党奈良県会議員団

税の滞納問題

今井光子議員 税の徴収の問題なんですけれども、滞納の回収というのが年々向上してきているというのが、数字のほうであらわれておりますが、実は私のほうにも、年金を差し押さえられたという相談がありまして、資料を送っていただいたんですが、この方の場合は、病気のために市民、県民税を納められなかったということで、滞納しております。市民、県民税が24万8100円、そしてそれに関して手数料が300円、延滞金が31万3900円ということで、56万2300円の支払いをしろということであるというわけなんです。

年金が2カ月に1回27万円ですので、本来年金からはそういう差し押さえはできないというふうに思いますが、こうした市民、県民税というようなことの滞納の場合は、年金からでもできると。ただ、ルールがございまして、生活費の分は保障しなきゃいけないというのがありますので、税金とか保険料を差し引いて、14万5000円を抜いて、プラス生活費を入れた分は差し押さえられないというルールではないかと思いますが、そうなりますと、27万円ですので、1カ月13万5000円ですから、この最低生活の基準を下回っている状態で差し押さえで生活できないという、こういう話が出てくるわけなんです。これについて個別の事案になりますけれども、この滞納の処理をする場合に、このようなルールをきちっと守って、本来、納めてもらうものは納めてもらう。けれども、その人の払える力というのがあると思いますので、そうしたことを考慮してするべきではないかというふうに思いますが、今、どんな形でこの税の徴収が行われているのか、お尋ねしたいと思います。

野村税務課長答弁 税の徴収についてのお尋ねでございます。個人住民税につきましては、これ個人県民税と個人の市町村民税あるわけでございますけれども、賦課徴収権限は個人県民税の部分、これ、市町村のほうに法定委任されております。この個人県民税、奈良県税収のうち約4割を占める非常に貴重な税源でございます。

そして、また住民税、こちらのほうは応益原則、そして負担分離の原則ということで、日常の県民の皆様方が生活する上で、非常に貴重な財源ということにもなっております。こうした中で、その税収を確保するということが私たちの責務でございます。納期内納付いただいている大多数の納税者の方々、この人たちとの公平性を確保しなければなりません。

また、税収確保するということが当然大事でございます。そうした中で、法に基づきまして、そして個別の滞納の状況に基づきまして、基本的に市町村のほうで滞納処分しているところというふうに理解をしております。こうした中で、当然ながら、これ、担税力あるということで税金かかっておりますので、基本的に国税徴収法等、法令にのっとった形で滞納処分を進めさせていただいてるところでございます。

今井光子議員 その都度、自分の事情はこうだということを相談しながらしていたということで聞いておりますけれども、それでも延滞金というのは払わなきゃいけないということになってるんでしょうか。

野村税務課長答弁 延滞金の徴収につきましては、その滞納者の方のご事情、例えば災害、昨今多くあります風水害など、こうした事情があれば減免すると。また、病気とか、こうした個人的な事情あった場合に減免するということがございます。

ただ、それもルールにのっとったものでございまして、やはり基本的には納期内納税者との公平性確保するために、延滞金は徴収するということになっております。また、延滞金の中身につきましては、その辺の公平性確保のためのペナルティー部分と、遅延損害金的な部分でございます。こうした中

で、延滞金利率定まっているところでございます。

今井光子議員 きちっと法に基づいて、市町村でも実施できるように、県としてもよく指導していただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

県庁職員の働き方

今井光子議員 今、和田委員からも人手不足の話がございましたけれども、働き方の問題で質問したいと思えます。私は県庁の職員の働き方に非常にこだわってきました。

奈良県の最大の職場でございます県庁が働きやすかったら、県内の市町村や企業にも大きな影響を与えるのではないかとこのことでもこだわってまいりましたが、昨年、紹介させていただきました事例の中で、タイムカードの打刻された時間と残業手当で支給される金額との間に52時間の乖離があったという例を紹介させていただきましたけれども、その後、県庁でもさまざまな取り組みされたことと思えますが、現状は、その点が改善されたのか、また長時間労働なども、どのように改善されたのか、その点をお伺いしたいと思えます。

乾人事課長答弁 今、県庁の働きやすい職場づくり、働き方改革についてのご質問ございました。乖離の部分について改善が見られましたというご報告も兼ねて、ご答弁をさせていただきます。

県庁の在庁時間と、今、委員ご指摘いただきました。在庁時間と超過勤務の手当時間、いわゆる手当時間でございますけれども、その乖離の問題につきまして、おおむね傾向を把握するため、平成29年度サンプル調査を実施をさせていただきました。この結果につきましては、さきの6月の総務警察委員会でも当時の総務部長よりご報告をさせていただいたところでございますけれども、改めてご報告をさせていただきます。

職員1人当たり、一月でございまして、在庁時間の平均でございまして、23.6時間でございます。それに対します手当時間、超勤の手当時間でございまして、14.1時間。差し引きの、乖離の部分でございまして、時間数にして9.4時間となっております。ちなみに、一昨年、昨年ご報告した平成28年度分におけます乖離時間は14.8時間ございましたので、この分、5.4時間、率にいたしまして36%の減少となっております。少々わかりやすくするため、一月20日勤務したということで、1日の時間数も出してございます。1日当たりに直しますと、在庁時間が1時間10分、手当時間が42分で、乖離時間が28分となります。先ほど申し上げました、一昨年の分の乖離時間が44分ございましたので、1年間で16分減少している状況でございます。ちなみに、1時間当たりの時間の分布のほうも調査をさせていただきました。平成28年度と29年度の比較でございますけれども、28年度が乖離時間が1時間以上あった職員が全体の31%あったところでございますけれども、29年度、昨年度分は6%に減少しているところでございます。おおむね、人事課といたしましては、取り組みの結果、乖離時間等々が減少傾向にあると思っております。

今井光子議員 改善されてきているということは理解できましたが、やはりきちっと乖離がないという状態に、ぜひ今後、さらにしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

障害者雇用

今井光子議員 障害者の雇用のことで、今回、国的にも大きな問題になりました。中央省庁で障害者の雇用の水増しが行われていたということがございまして、年間、昨年で3000人に上っていたと。国の行政機関で雇用されてる障害者6900人と公表されておりましたので、半分近くが水増しされたというような状況でございます。

この障害者の雇用の問題は、1976年の身体障害者の雇用促進法が改定されて以来、雇用するということが義務づけられてまいりましたので、40年もわたりまして、こうした不正が続いてきたというのは、それだけ障害者の方の雇用が奪われたというようなことにもなると思えます。

奈良県でも、この障害者の水増しの問題、県が公表されましたあれは、問題では128人分を採用して、54人が手帳を持っていなかったというようなことが言われておりますが、全国一障害者の雇用率が高いということをおっしゃいますので、やはりこの点はきちっと全国の模範になるようなやり方にしていただきたいと思います。質問をさせていただきますのは、県庁の障害者の雇用の問題です。この県庁の障害者の採用につきまして、障害の種類はどのような障害の方を雇用対象にしてるのかということをお尋ねしたいと思います。

乾人事課長答弁 県庁におけます障害をお持ちの方の雇用についてのご質問でございます。人事課でございますので、知事部局等に限ってのご回答をさせていただきます。

もともと、奈良県では障害者枠という、対象を限って採用を以前からやっておりました。まず、身体障害をお持ちの方、身体障害の採用につきましては、県内の住居されてる方を対象に、平成3年度から、これ人事委員会でやっていただいておりますけれども、身体障害者を対象とした採用試験を実施しております。ちなみに、今年度も人事委員会されてございまして、採用予定人数2名程度で募集をされております。今月の20日まで、9月20日までの募集期間で、2名の募集のところ8名の応募があったと聞いてございます。また、知的障害についても、採用を対象を限った対応してございます。これにつきましては、就労が可能な職場、業務等を洗い出した上で、平成19年度から2～3年に1度、これは人事課のほうで選考試験という形で採用させていただいてるところでございます。平成4年以降、身体、知的の合わせまして、合計、退職者も含みますけれども、51名の採用をさせていただいたところでございます。

今井光子議員 この障害者の雇用率の中に、精神障害者も含まれてきたというふうに思いますが、精神障害者についての採用については、どんなふうにお考えなんでしょうか。

乾人事課長答弁 精神障害者の方、確かに算定のところにカウントすることになってございます。実際、障害者枠というのは採用では設けておりませんが、雇用のカウントの中にも含まれている方も若干名いらっしゃるのとは確かでございます。知的障害者の方の対象としては採用もそうでございますけれども、まず、どのような公務職場でそういう方が働いていただけるかっていう仕事を洗い出した上でというのが大事かなと思っております。

当然、障害者雇用促進法の趣旨にのっとりまして、視野を広げてそれを検討していきたいというのと同時に、障害をお持ちである方はもちろん、お持ちでない方も、それぞれの能力が最大限発揮できる職場づくりを一義的にはまず整えていきたいなと思っております。

今井光子議員 やはり働く人が少なくなっているというような現状の中で、障害のある人も、女性の雇用もですね、そうした方々が持てる能力が十分に発揮できるような働き方をしていくというのが、より働く人が少なくなる中で重要な戦力になっていくんじゃないかなと思っておりますので、障害のある人もない人もともに生きられる社会をつくる条例というものを奈良県は制定しておりますので、ぜひ県庁のほうでも、この障害者の雇用、精神障害者も含めた雇用について実現できるようにしていただきたいと思います、お願いをしておきたいと思っております。

この点で、副知事のほうで何かございましたら、お願いしたいと思います。

村井副知事答弁 今、人事課長が答弁したとおりでございますし、委員おっしゃったとおりでございます。法の趣旨を十分にやっばり尊重して、どのような公務職場で採用が可能かというようなことも、前向きに幅広く検討、研究していきたいと考えます。

今井光子議員 お願いいたします。

女性管理職登用について

今井光子議員 女性の問題なんですが、ことしは議場の前に座ってらっしゃるところの、理事者のところに女性の方がいらっしやらないというような現象がございまして、やはり県がどういうふうな女性を位置づけるかっていうようなことの一つの象徴にもなるかなと思っております。ちょっと寂しい思いをしてるんですけども、この女性の管理職、今、奈良県でどんな状況になっているのか。今後、それが拡大されるような方向になっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

乾人事課長答弁 女性管理職の登用ということでお答えをさせていただきます。

県でも、平成28年度に特定事業主行動計画というのを定めて、その中で女性管理職比率というのを、平成33年4月が目標年次でございますけども、課長級以上で10%、課長補佐級以上で15%が女性を占めるようにという目標を設定させていただきました。

30年の4月の実績をご報告をさせていただきます。計画との対比でございますけども、策定前が27年4月でございます。それに比べまして課長級以上で1.7ポイント、補佐級でも1.5ポイント上昇いたしました。目標の課長級が10%に対しまして、30年4月現在では課長級が8.4%、課長補佐級の目標15%に対しまして12.4%の現状値となっております。その計画の中でも、重要なこと2本の柱をつくっております。まずは、制度や職場環境を整えるということ、あと、職員の意識なり、職場風土の改善ということで、2本の柱で取り組んでいるところでございます。

若干、お時間いただきまして具体的に申し上げますと、職場環境の整備っていいますと、持てる能力を最大限発揮できるような職場環境ということで、例えばフレックスタイム制の導入でございますとか、テレワークの導入等々を広げていってるところでございます。

また、意識の啓発、職場風土の改革というところでございますけども、当然、研修等を含めました意識改革なり、男性も育児参加するために、リーフレット等々の配付等をして、男女ともにですけども、子育てしながら働きやすい職場づくりの醸成を図っているところでございます。引き続きまして、このような取り組みを進めることで、引き続き女性管理職比率のアップにつなげていきたいと思っております。

今井光子議員 奈良県の男女共同参画計画を見ますと、全体で女性管理職の割合を20%にするという目標になっておまして、県が15%ですか、課長級で10%、補佐級で15%っていうようなことですので、全県の目標よりも県が低いというのはやっぱり私はおかしいんじゃないかなって思っておりますので、やはり積極的な登用をお願いしていきたいと思っております。

防災拠点の整備促進

今井光子議員 防災拠点の問題です。本当に、いつ、もう何が起きてもおかしくないというような状況になってきておまして、県の広域防災拠点施設につきましても、今、進めていただいておりますけれども、実際、その進捗はどれぐらいになっているのか、果たしていつぐらいにそれが実現できるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）答弁 奈良県では、これまで南海トラフ地震等の発生を想定いたしまして、大規模な災害対応の中心的役割を担うことができる広域防災拠点の検討を進めてまいりました。また、今回、ことしに入りまして、各地で災害が続いておることから、県民の命を守るため、広域防災拠点の必要性を再認識しているところでございます。

現在、検討しております広域防災拠点は、災害発生の際に、被災者の捜索、救助ができること、また支援物資の仕分けと輸送等の後方支援ができることなどの活動を支える機能を備える必要があると考えております。また、資機材などの災害の活動に役立つ備蓄品や施設も必要であることから、老朽化した消防学校も新たに併設することも検討しております。

また、奈良県は津波被害が見込まれないことから、和歌山や三重等への後方支援拠点としての機能の発揮も可能であると考えており、紀伊半島を支援できる多数の人員や物資等の搬送が可能な大規模な広域防災拠点としての機能も検討する必要があると考えております。今後、関係課とも調整を行いながら、できる限り早期に広域防災拠点が整備できるように取り組んでまいりたいと考えております。

今井光子議員 私のイメージとしては、もう来年ぐらいから着工するとか、もっと早いイメージを持ってたんですけど、まだまだ時間がかかりそうな感じがするわけです。

心配しておりますのは、消防学校がかなり老朽化しておまして、宿舍は耐震化ができていないと聞いているんですけども、そうした災害があるときに、消防学校が果たしてもつのかというような心配もございますので、消防学校のほうについては現状の施設の補強とか、そういうようなことは検討されているのかお尋ねします。

向井消防救急課長答弁 消防学校につきましては、県が五條市に整備を予定をしておりますただいま答弁のありました広域防災拠点の一角に新たな消防学校の整備を行いたいと考えております。

ただ、ご質問いただきましたとおり、現在、宇陀市にございます消防学校につきましては、本館屋内訓練場、こちらのほうが耐震性を有していないという状況でございます。

広域防災拠点の整備とあわせまして消防学校の移転の計画をしておりますけれども、新しい消防学校が完成するまでの間、職員や学生の安全対策を最優先に考えまして、現行施設の耐震化、それから仮設の施設の整備といったところの必要な措置につきまして、現在、関係課とともに検討を進めておる状況です。

今井光子議員 それについては、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

平群町の小菊生産に支援を

今井光子議員 宮本議員も質問いたしました平群の小菊の仕分けの問題です。非常に、それに手間がかかるということで言われておりました、奈良県が菊がないとき沖縄県のほうがつくっているということで聞いておりますが、沖縄県のほうではこうした菊の種類を選別するような機械もあるということなんですが、高価な機械だということですので、こうしたものについても奈良県のリーディング品目ということで小菊も位置づけられておりますので、県としてもそうしたものを応援していただく必要があるのではないかなと考えておりますが、これについては今、何かご検討されておりましたら、お尋ねしたいと思えます。

田中農業水産振興課長答弁 平群の小菊の集荷場作業の省略化につきましては、非常に重要なことだと認識しております。

先ほど委員おっしゃいました全自動選別結束機といいまして、収穫した小菊の下葉をとって、茎の長さそろえて、ひもでくるような作業を自動で行う機械ということで、沖縄でも導入、大分進んでいると聞いております。平群の産地からも話は聞いておりました、具体的に生産者から、いわゆる要望がありましたら、国庫補助事業の活用も含めまして、導入支援していきたいと考えております。

今井光子議員 ぜひお願いしたいと思えます。

中央卸売市場 台風被害への対応

今井光子議員 中央卸売市場、今リニューアルをする方向で検討されておりますが、台風21号で9時間停電がございました。私は冷蔵庫どうなっているのか大変心配でしたので、問い合わせをしてみましたら、冷蔵庫をあけないで、冷気を逃がさないで対応したので、何とか持ちこたえたという聞いております。

しかし、今後どんな事態になるかわからないという中で、やはり県民の台所というような大事な場所になると思いますので、代替電源の設置をするべきではないかと考えておりますが、この点では、県のほうで考えようでしょうか。

原マーケティング課長答弁 委員、ご質問のとおり、冷蔵庫等で9時間ほどの停電がございました。冷蔵庫につきましては、質問の中にもありましたように、扉をあけないという対策で温度を保つ。関係者によりますと、約30時間ぐらいいもつというふうには聞いておりますが、近畿他府県も確認をしております、冷蔵庫を運営している会社等でも一応そういうふうな同様の扉をあけない対応というような形で、現在は対応しているという状況だと把握しております。

ただ、おっしゃったように、いろんな災害が多いご時世でございますし、今後、市場につきましては再編整備もやってまいります。防災機能の一つの拠点ということも計画としては考えていかないといけないかなと思っておりますので、今年度進めております基本計画の策定の中で、どういったこと

が考えられるか検討したいなと思っております。

今井光子議員 ぜび、災害があったときでも、あそこにはきちっと食料が確保されているという状態にしていただきたいと思いますので、代替電源の設置などを入れていただきたいと要望しておきたいと思います。

森林環境税

今井光子議員 最後に、森林環境税と森林経営管理法の関係なんですが、今、奈良県で森林環境税がございまして、手が届かないような森林の伐採など、そうしたところに使われておりますが、国のほうの森林環境税が東日本の復興財源が切れるということで、それを森林環境に充てるということで、森林環境税、国のほうでもするということになっています。全体で600億、当面200億というような予算が組まれておりますが、奈良県のほうにどれぐらい割り当てがあるのか、それから今の環境税との関係はどんなふうになっていくのか、その点を1点、伺いたいと思います。

そして、税金が割り当てられた場合に、各市町村が独自で森林の管理、放置林とかこれまで手がついていなかったそうしたところの集積や管理をしていくということが、森林経営管理法の中に含まれるわけですが、奈良県のような小さな町村でどれぐらい受け皿ができるのかということが心配をされておりますが、県はそれに対してどういうふうな支援をしていただけるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、森林がない自治体にも森林環境税が交付されるということですが、例えば公共施設を木質化する場合などに、そうした森林環境税が使うことができるのか、そんなことにつきましても教えていただきたいと思っております。

大谷森林整備課長答弁 今、委員のほうからお尋ねの森林環境譲与税、来年から国のほうが創設される税についてのお尋ねに対して回答させていただきます。

まず、県のほうに来年度から配分されます割り当て額につきましては、先ほど委員がおっしゃりました当面、全国で200億というふうになっております。県に配分される額につきましては、来年度、県に配分される額と市町村に配分される額を合わせまして4億ほどとなっております。それで、配分の額の算出根拠となっておりますのが、市町村それぞれでの人工林の面積が約50%の配分基準、それと林業就業者の数に合わせまして20%の配分、それとそれぞれの市町村での人口割合として30%の配分という基準で配分されることとなっております。

それと、森林のない市町村等への事業についてのお尋ねでございますが、この森林環境譲与税につきまして、昨年度、12月に国のほうでは税制改正大綱というのを示して、その中で市町村での事業の範囲というのを示しております。その内容につきましては、市町村で行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及び促進に関する費用に充てるということになっておりまして、範囲といたしましてはかなり広い範囲、森林、林業、木材産業に関するかなり広い範囲の事業が可能というふうになっております。その中で、森林のない市町村につきましては、例えば人材の育成であったり、普及啓発、先ほどおっしゃいました建物の木質化等への事業に充てるということが可能となっております。

*

阪口林業振興課長答弁 来年から施行されます森林経営管理法に係る市町村の支援についてのご質問がございました。

森林経営管理法につきましては、市町村の責務として経営管理が適切に行われるように必要な措置を講ずるよう努めるものということは規定をされております。例えば、市町村の意向調査でありますとか、林業経営に適さない森林を直接市町村が管理するなどがございます。しかし、先ほど、先生のほうから質問ございました、多くの市町村には林業振興を担当する専任職員がいないこともありまして、体制もさまざまであることから、県としてきめ細かな支援が必要ということを認識しているところでございます。このため、市町村に対しましては、これまで3回の説明会を開催し、林野庁の担当者にも県に来ていただいて、法律の概要や法の施行に伴う市町村業務について説明するとともに、6月には全市町村と個別ヒアリングも実施をしたところでございます。また、来月、10月23日には、森林所有者への意向調査の方法など、具体的な事務の進め方に関する市町村説明会を開催する予定であり、引き続き、法律の円滑な施行に向けて、積極的に支援してまいりたいと考えております。

今井光子議員　ありがとうございます。新しい方向でいろいろ動いていきますので、県としても細かな支援をぜひしていただきたいと思います。

煩雑な県の機構の改善を

今井光子議員　全体的なことで、私がちょっと一言言わせていただきたいのは、県の機構が非常に煩雑過ぎて、一体どの仕事をどの部署でやっているかというのが、非常にわかりづらいということがございます。これについてはどこをどうというふうに言えませんけれども、ぜひ県の中でもその点については考えていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

(了)